

## 「高瀬川河川整備委員会」設立趣意書

高瀬川の変化に富む自然や景観は地域の人々に親しまれ、小川原湖を中心として、古くから流域内の社会・経済・文化を支え重要な役割を果たしてきました。また、小川原湖は別名「たからぬま」と称され、豊富な漁業資源を持ち内水面漁業では全国でも有数の漁獲高を誇り、当地区の基幹産業に大きく貢献してきました。

しかし、高瀬川は度重なる洪水に見舞われ、当地区へ甚大な被害をもたらしてきたことも事実です。特に昭和33年9月洪水では、死者3名、負傷者17名、建物損壊流出212戸等と未曾有の被害を被りました。

高瀬川の治水事業は、昭和7年に青森県により実施されたことに始まります。昭和33年洪水を契機に、放水路が昭和52年に完成。昭和47年には高瀬川水系が一級河川として指定され、小川原湖を含む河口から40.1kmが直轄管理区間となりました。昭和53年3月高瀬川水系工事实施基本計画、更に同年12月には小川原湖総合開発事業に関する基本計画が策定され、築堤工事等を実施してきました。

一方、豊かで潤いのある質の高い生活や、良好な環境を求める国民ニーズの増大等の最近の動きに的確に応えるため、平成9年に河川法が改正されました。その目的に「治水」「利水」のほか、新たに「河川環境の整備と保全」が加えられると共に、従来の「工事实施基本計画」に替わり、河川整備の基本となるべき方針を定める「河川整備基本方針」と、今後20～30年間の具体的な河川整備を定める「河川整備計画」を策定し整備を進めることが示されました。更に、「河川整備計画」の案を作成する段階においては、河川の特性と地域の風土・文化等の実情に応じた河川整備を推進するため、河川に関し学識経験を有する者、関係住民、県知事又は関係市町村長の意見を反映する手続きが導入されました。

高瀬川水系の河川整備基本方針は、平成16年10月29日に社会資本整備審議会河川分科会の審議を経て決定され、これから高瀬川水系河川整備計画を策定することになります。このため、河川に関して学識経験を有する方々から意見を聴取するための「高瀬川河川整備委員会」を設立するものです。